

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

- 鳥獣保護区の存続期間の更新

自然環境課

- 鳥獣保護区特別保護地区の指定

〃

- 特定猟具使用禁止区域の指定

〃

- 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

- 道路の占用を制限する区域の指定

〃

## 【公告】

- 公共測量の実施

監理課

- 〃

建築指導課

- 道路の位置の指定

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名称 株式会社三社電機製作所  
住所 大阪府大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号  
氏名 代表取締役社長 吉村 元
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 株式会社三社電機製作所 岡山工場  
所在地 岡山県勝田郡奈義町柿1741

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A03)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A04)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A06)	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	3	1	1	9	12	1	1	3	3
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50	100								
	C O D (mg/L)	50	100								
	S S (mg/L)	15	30								
	油 分 (mg/L)	2	3								
	T-N (mg/L)	144	200	-	-	144	200				
	T-P (mg/L)	11	21	-	-	11	21	-	-	11	21
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	144	200	-	-	100	200	144	200	同左		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更後		変更前		変更後		廃止		変更前	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A06)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A07)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A08)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A10)	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		60本/月		60,000枚/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常の値及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	2	9	12	1	1	7	7	12	12
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50	100								
	C O D (mg/L)	50	100	同左		同左		13	30	20	30
	S S (mg/L)	15	30					同左		同左	
	油 分 (mg/L)	2	3	同左		同左					
	T - N (mg/L)	-	-					144	200	-	-
	T - P (mg/L)	-	-	11	21	-	-	11	21		
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	100	140	-	-	144				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A10)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A14)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A17)		同左	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	3	3	12	15	2	2	-	-	2	2
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50	100								
	C O D (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
	S S (mg/L)	15	30								
	油 分 (mg/L)	2	3	同左		同左		同左		同左	
	T - N (mg/L)	-	-	144	200	-	-	144	200		
	T - P (mg/L)	-	-	11	21	同左		同左		-	-
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	-	-	50	100	-	-	50	100	同左	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	同左		同左		同左		144	200

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A18)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A19)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A20)	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	12	15	2	2	-	-	2	2	-	-
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50	100								
	C O D (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
	S S (mg/L)	3	4								
	油 分 (mg/L)	2	3	同左		同左		同左		同左	
	T - N (mg/L)	144	200								
	T - P (mg/L)	11	21	-	-	11	21	-	-	11	21
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	144								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更後		廃止		廃止		変更前		変更後		
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A20)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A22)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A23)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A26)		同左		
能	力	60,000枚/月		60本/月		同左		60,000枚/月		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		同左		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		同左		許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		同左		同左		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		同左		
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常の量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	2	7	7	同左		-	-	4	5	
	p H	2~3	2~3	同左			同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50	100									
	C O D (mg/L)	50	100	13	30		20	30	15	30		
	S S (mg/L)	15	30	同左			同左		同左		同左	
	油 分 (mg/L)	2	3									
	T - N (mg/L)	144	200	11	21		同左		同左		-	-
	T - P (mg/L)	-	-	同左							同左	
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100				同左		同左			
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	144	200	100	140	-						-	144

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A28)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A35)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A37)	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		同左		4回/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		0時間 (休止)		同左		1時間	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常の量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	4	6	2	3	0	0	同左		1	4
	p H	2~3	2~3	同左		同左				同左	
	B O D (mg/L)	50	100							5	6
	C O D (mg/L)	50	100							2	3
	S S (mg/L)	15	30							20	30
	油 分 (mg/L)	2	3							1	2
	T-N (mg/L)	144	200					—	—	144	200
	T-P (mg/L)	11	21	—	—	11	21	—	—	3	5
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	同左		同左		—	—	50	100
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	144	200	—	—	144	200	—	—	21	35

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A37)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A40)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A41)		同左	
能	力	4回/月		60,000枚/月		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1	-	-	4	5	-	-	4	5
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	5	6	50	100						
	C O D (mg/L)	2	3	50	100	同左		同左		同左	
	S S (mg/L)	20	30	同左							
	油 分 (mg/L)	1	2	2	3	同左		同左		同左	
	T - N (mg/L)	30	50	144	200	-	-	144	200	-	-
	T - P (mg/L)	3	5	11	21	-	-	11	21	-	-
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		同左	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	21	35	-	-							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A42)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A44)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A21)	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		同左		同左		同左		断続的に約12時間	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	-	-	4	5	1	1	同左		9	11
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		2~3	2~3
	B O D (mg/L)	50	100							50.5	101.1
	C O D (mg/L)	50	100	50.6	101.2						
	S S (mg/L)	20	30	15	30					15.1	30.3
	油 分 (mg/L)	2	3	同左						同左	
	T - N (mg/L)	144	200			-	-	195.6	271.7		
	T - P (mg/L)	11	21	-	-	11	21	-	-	76	145
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	同左		同左		同左		-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	144	200	100	140	-	-	195.6	271.7

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A21)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A204)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A210)		同左	
能	力	30,000枚/月		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続的に約12時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	7	8	12	13	8	9	12	13	8	9
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50.5	101.1								
	C O D (mg/L)	50.6	101.2								
	S S (mg/L)	15.1	30.3								
	油 分 (mg/L)	2	3								
	T - N (mg/L)	195.6	271.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	T - P (mg/L)	76	145	-	-	-	-	-	-	-	-
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	-	-	同左		同左		同左		同左	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	195.6	271.7									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前					
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A213)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A214)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A221)					
能	力	30,000枚/月		同左		同左		同左		60,000枚/月					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続的に12時間		同左		同左		同左		同左					
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	12	13	8	9	13	13	8	9	14	15				
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左					
	B O D (mg/L)	50.5	101.1												
	C O D (mg/L)	50.6	101.2												
	S S (mg/L)	15.1	30.3												
	油 分 (mg/L)	2	3												
	T - N (mg/L)	-	-									195.6	271.7		
	T - P (mg/L)	-	-									同左		76	145
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	93.5	187											-	-
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	-	-	195.6									271.7	同左		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A221)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A222)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A223)		同左	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続的に約12時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	8	10	13	14	8	9	7	8	6	6
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50.5	101.1								
	C O D (mg/L)	50.6	101.2								
	S S (mg/L)	15.1	30.3								
	油 分 (mg/L)	2	3								
	T - N (mg/L)	195.6	271.7	-	-	同左		同左		同左	
	T - P (mg/L)	76	145	-	-						
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	-	-	93.5	187						
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	195.6	271.7	同左		同左		-	-	同左		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A224)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A225)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A226)	
能	力	60,000枚/月		同左		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続的に12時間		同左		同左		同左		24時間	
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常の量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	13	14	8	9	14	15	8	10	12	12
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	50.5	101.1							50	100
	C O D (mg/L)	50.6	101.2							50	100
	S S (mg/L)	15.1	30.3							15	30
	油 分 (mg/L)	2	3							同左	
	T - N (mg/L)	195.6	271.7							144	200
	T - P (mg/L)	-	-							11	21
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	93.5	187							-	-
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	195.6	271.7	144							200	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区 分	変 更 後		変 更 前		変 更 後		新 設		新 設		
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
種 類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A226)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A227)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A46)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A47)		
能 力	60,000枚/月		同左		同左		60本/月		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		—		許可後直ちに		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに		—		許可後直ちに		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに		—		許可後直ちに		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	24時間		断続的に約12時間		同左		24時間		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	8	9	7	10	7	7	1	1	同左	
	p H	2~3	2~3	同左		同左		同左			
	B O D (mg/L)	50	100	50.5	101.1	同左		50	100		
	C O D (mg/L)	50	100	50.6	101.2	同左		50	100		
	S S (mg/L)	15	30	15.1	30.3	同左		15	30		
	油 分 (mg/L)	2	3	同左		同左		同左			
	T - N (mg/L)	144	200	195.6	271.7	同左		—	—		
	T - P (mg/L)	11	21	—	—	同左		同左			
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	—	—	93.5	187	同左		50	100		
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	144	200	195.6	271.7	同左		—	—			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A48)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A228)		同左	
能	力	60,000枚/月		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間		断続的に約12時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1	2	3	2	2
	p H	2~3	2~3	6~8	6~8	同左	
	B O D (mg/L)	50	100	5.2	7.5		
	C O D (mg/L)	50	100	1	1.5		
	S S (mg/L)	15	30	-	-		
	油 分 (mg/L)	2	3	3	3		
	T - N (mg/L)	-	-	-	-		
	T - P (mg/L)	-	-	-	-		
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	-	-		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	K-1				同左				
種 類 及 び 型 式	総合排水処理施設 栗田式				同左				
構 造	RC造り半地下式（原水槽は地上式）				同左				
主 要 寸 法	幅20m×長さ20m×高さ7.7m				同左				
能 力	300m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	第1～2沈殿、曝気、濾過、滅菌、脱窒				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該汚水等の処理前後の汚水の状態及びその最大値並びに通常値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	271	300	271	300	同左			
	p H	2～3	2～3	6～8.4	5.8～8.6				
	B O D (mg/L)	50	100	15	20				
	C O D (mg/L)	36.5	79	10	15				
	S S (mg/L)	15	30	10	10				
	油 分 (mg/L)	8	15	2	5				
	T-N (mg/L)	90.2	145	20	30				
	T-P (mg/L)	6.9	16.4	2	3				
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	3,000以下	3,000以下				
	大腸菌数 (CFU/mL)	-	-	-	-				
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	50	100	8	10	同左			
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	90.2	145	20	30				

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	K-2				同左				
種 類 及 び 型 式	調整槽排水処理装置				同左				
構 造	RC造り半地下式				同左				
主 要 寸 法	幅8m×長さ16m×高さ5m				同左				
能 力	200m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	中和、凝集沈殿、濾過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	24時間				同左				
使用時における当該施設及び前汚水の状況及び通常の最大量 当該施設における処理後の汚水の通常値並びに最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	125	155	125	155	同左			
	p H	2~3	2~3	6~8.4	5.8~8.6				
	B O D (mg/L)	15	25	13	20				
	C O D (mg/L)	13	20	13	20				
	S S (mg/L)	15	20	10	15				
	油 分 (mg/L)	2	3	2	3				
	T-N (mg/L)	13	20	13	20				
	T-P (mg/L)	1	1	1	1				
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	3,000以下	3,000以下				
	大腸菌数 (CFU/mL)	-	-	-	-				
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	0	0	0	0	同左			
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	13	20	13	20				

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年10月29日から令和6年11月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び奈義町役場

◎岡山県告示第四百八十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十六年岡山県告示第五百四十八号（鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新）及び同年岡山県告示第五百四十九号（鳥獣保護区の存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称  
日応寺鳥獣保護区
- 二 区域  
岡山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
次のとおりとする。  
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
吉備高原鳥獣保護区
- 二 区域  
吉備中央町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
次のとおりとする。  
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
玉野鳥獣保護区
- 二 区域  
玉野市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
次のとおりとする。  
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
遙照山竹林寺山鳥獣保護区
- 二 区域  
浅口市及び矢掛町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
成羽天神山鳥獣保護区
- 二 区域

高梁市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
蒜山国立公園鳥獣保護区
- 二 区域

真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
毛無山鳥獣保護区
- 二 区域

新庄村の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針  
次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称

加茂鳥獣保護区

二 区域

津山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

児島由加鳥獣保護区

二 区域

倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。  
令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称  
玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区
- 二 区域  
玉野市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積  
三〇〇ヘクタール
- 四 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針  
次のとおりとする。  
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域  
高梁市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積  
三五ヘクタール
- 四 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針  
次のとおりとする。  
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称  
毛無山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域  
新庄村の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積  
一八七ヘクタール
- 四 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針  
次のとおりとする。  
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

## ◎岡山県告示第四百八十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。  
令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称 大滝山特定猟具使用禁止区域（銃）
  - 二 区域 備前市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
  - 三 面積 三四〇ヘクタール
  - 四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
  - 五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 臥牛山特定猟具使用禁止区域（銃）
  - 二 区域 高梁市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
  - 三 面積 一六五ヘクタール
  - 四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
  - 五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 酒津特定猟具使用禁止区域（銃）
  - 二 区域 倉敷市及び総社市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
  - 三 面積 一二一三ヘクタール
  - 四 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
  - 五 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

- 二 津山弥生住居跡特定猟具使用禁止区域（銃）  
区域
  - 三 津山市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）  
面積
  - 四 四三七ヘクタール  
存続期間  
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
  - 五 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器
- （「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 苦田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苦田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

◎岡山県告示第四百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八一号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市院庄字神戸東八〇〇番一地先から		新	一四・〇 一八・二	六四〇・〇
津山市神戸字西脇三二二番一地先まで		旧	八・三 一五・一	六四〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷飽浦線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市亀山字八割六二九番二地先から		新	一〇・〇 三一・二	八一・五
倉敷市亀山字八割六二四番四地先まで		旧	一〇・〇 二〇・二	八四・八

令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

◎岡山県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	倉敷飽浦線	倉敷市亀山字九割七〇九番五地先から 倉敷市亀山字十割七一四番三地先まで	令和六年十月二十九日

令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

◎岡山県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	一八一号	津山市院庄字神戸東八〇〇番一地从先から 津山市神戸字西脇三二二番一地从先まで
県道	倉敷飽浦線	倉敷市亀山字八割六二九番二地从先から 倉敷市亀山字八割六二四番四地从先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年十月二十九日

令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

〔五五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

真庭市赤野地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年十月二十一日から 令和七年一月三十一日まで	測量期間

令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

〔五五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	新見市神郷下神代 地内
測量の種類	公共測量（路線測量）
測量期間	令和六年九月二日から同年 十二月二十日まで

令和6年10月29日 岡山県公報 第12647号

〔五五六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四〇九二号 令和六年十月二十 一日	高梁市正宗町一九六七番三四、浜 町一九七五番一	四・五〇	五一・一九